

ダイコー（株）による廃棄物の不適正保管について

1. 経緯

- 1月12日 産業廃棄物の横流しについて、壺番屋から県に報告
- 1月13日～ 壺番屋、ダイコー、みのりフーズに対して
 - ・立入検査及び法第18条報告の徴収
 - ・廃棄物保管場所（県内4か所）で保管量の調査（8,981m³）等

○廃棄物の保管内容

	区 分	廃棄物の種類（28年2月）
稲沢市	本社工場	調味料、冷凍食品、菓子類、飲料物等
	北麻積町	調味料、汚泥、飴、乾燥野菜、小麦粉等
	附島町	調味料、飴、乾燥野菜等
一宮市	大和町	飲料物、調味料等

- 2月29日 ダイコーに対して改善命令を发出
- 3月 3日～ ダイコーによる排出事業者への処理困難通知の发出以降、排出事業者による回収が本格化
- 4月18日 岐阜県及び三重県がダイコーの廃棄物処理業許可を取り消し
県は廃棄物の撤去を優先するため、取り消さず、改善命令状態を維持
- 4月19日 県環境部内に「廃棄物撤去推進チーム」を設置
- 6月 8日 県による撤去開始（排出事業者不明分）
- 6月27日 ダイコーの産業廃棄物処理業の取消し

2. 県の対応

(1) 改善命令

- 法第18条報告及び立入検査の結果を踏まえ、ダイコーに対して改善命令を发出。
- ・許可施設（本社工場）及び3か所の無届保管施設に対し、産業廃棄物処理基準に適合させること。（保管量、囲い・掲示板の設置等）
 - ・履行期限5月17日。

(2) 排出事業者による廃棄物の回収

- ・ダイコーに法に基づく「処理困難通知」を78の排出事業者に対して发出させ、法的な処理責任を負わせるとともに、県からも排出事業者に対して回収を促す文書指導を実施。
- ・6月24日現在、69社が956トン回収（他の排出事業者も今後回収予定）

(3) 県による撤去

- ・改善命令を発出するとともに、排出事業者に対する回収指導を行ってきたが、最終的に排出事業者が特定できない食品廃棄物が4,765m³（全体の約53%）が残存する見込みであり、今後気温が上昇する夏場を迎えて、腐敗等に伴う悪臭や害虫等の発生による周辺的生活環境への影響が懸念される。
- ・このため、稲沢市内の3か所で不適正に保管している食品廃棄物について、生活環境保全上の支障を除去するため、民法第697条に基づく「事務管理」として、稲沢市、廃棄物関係団体及び廃棄物処理業者の協力を得て、撤去を開始した。
- ・6月24日現在、20トン撤去

<参考>民法第697条
 1 義務なく他人のために事務の管理を始めた者は、その事務の性質に従い、最も本人の利益に適合する方法によって、その事務の管理をしなければならない。

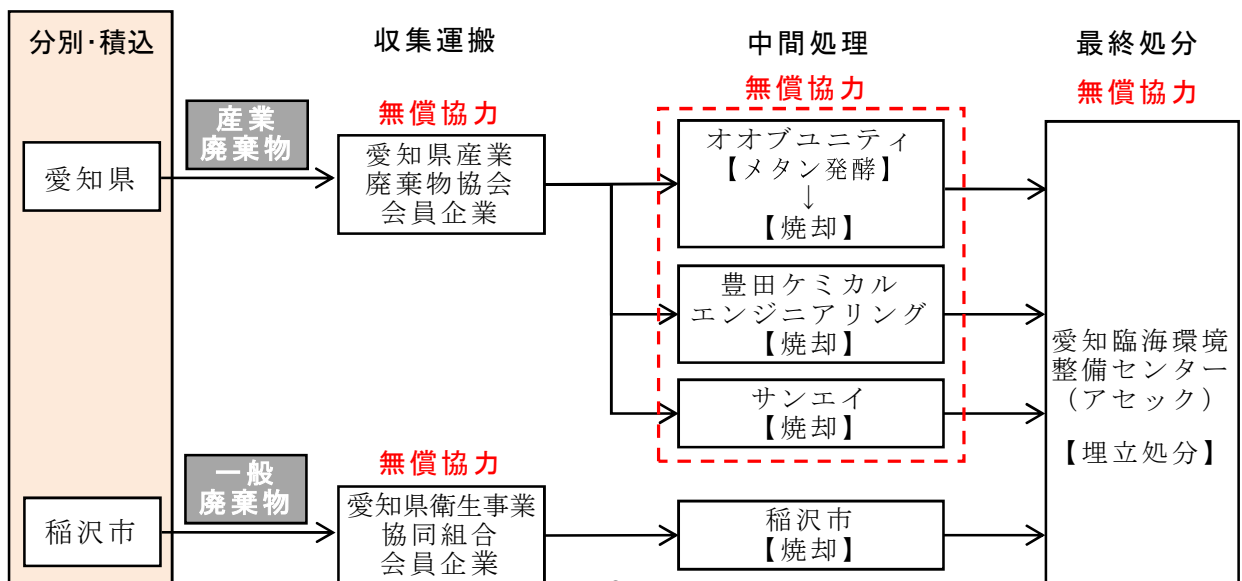
○廃棄物の保管状況及び撤去量（最大値）

単位：m³

区分	当初保管量 (28年2月)	排出事業者判明分等 [撤去対象外]	排出事業者		
			不明分※ [撤去対象]	うち産業廃棄物 [県]	うち混合物 [県・稲沢市]
本社工場	1,166	810	356	284	72
北麻積町	6,112	2,528	3,584	1,156	2,428
附島町	875	50	825	233	592
大和町	828	828	—	—	—
合計	8,981	4,216	4,765	1,673	3,092

※今後、排出事業者が特定された場合には、排出事業者に回収を指導していく。

○撤去スキーム



(4) 産業廃棄物処理業（収集運搬、処分）の取消し

- ・廃棄物の撤去を優先するため、取り消さず、改善命令状態を維持するとともに、ダイコーに処理困難通知の発出を指導してきた。
- ・処分業の許可の期限が6月28日であるため、県としての厳しい姿勢を示すために廃棄物処理法違反での取り消しを行った。

3. 事案の対応を通じて感じた問題点

(1) 悪意を持った隠蔽に対する対応

- ・マニフェストの虚偽報告
- ・立入検査に対する偽りの説明
- ・無届け施設での保管

(2) 排出事業者責任の履行

- ・マニフェストの誤記入
- ・不十分な処理状況確認
- ・委託すれば排出者事業者責任がなくなるとの誤った認識
- ・適正な処理料金での委託

(3) 立入検査方法

- ・チェック項目
- ・一連の処理過程の確認
- ・担当職員の能力向上

(4) 法に基づく指導

- ・取消し処分を行うと、処理業者に対して発出した改善命令が無効となるとともに、処理業者が通知する「処理困難通知」が発出できなくなる。